平成24年(あ)第148号 道路交通法違反,自動車運転過失傷害被告事件 平成24年3月26日 第三小法廷決定

主

本件上告を棄却する。

理由

弁護人東山尋明の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は事実誤認、量刑 不当の主張であり、補佐人Aの上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であ って、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春)